

(2) 右の標識が【車室内】の運転者の見やすい位置及び車両の【後面】（牽引自動車を除く）に表示されていること。標識の色彩は、文字を黒色とし、地を【黄】色とする。

(空気入ゴムタイヤ)

9. 自動車の空気入ゴムタイヤの接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、【1.6】mm（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにおいては、【0.8】mm）以上の深さを有すること。

(操縦装置)

10. 四輪自動車に備える操縦装置について、変速装置の操作装置又はその附近には、変速段ごとの【操作位置】を運転者が運転者席において容易に【識別】できるような表示をしなければならない。

(かじ取装置)

11. 四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行【1】mについて【5】mmを超えてはならない。

(制動装置)

12. 自動車の制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力が、次に掲げる基準に適合しなければならない。

項目		制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が【4.90】N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを【3.92】N/kgに読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が【0.98】N/kg以上であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が【0.78】N/kg以下であること。
駐車ブレーキ		制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が【1.96】N/kg以上であること。

13. 自動車の制動力を測定する際、審査時車両状態における自動車の前軸重は、空車状態における前軸重に【55】kgを加えた値とする。また、自動車の後軸重は、空車状態における【後軸重】の値とする。

(燃料装置)

14. ガソリンを燃料とする自動車の燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口先になく、かつ、排気管の開口部から【300】mm以上離れていること。

15. ガソリンを燃料とする自動車の燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から【200】mm以上離れていること。

(車枠及び車体)

16. 自動車が、直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【30】°及び後方【50】°度に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）は、当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

17. 自動車（ポール・トレーラを除く。）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の2分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては【3分の2】、その他の自動車のうち小型自動車にあっては【20分の11】）以下でなければならない。

（車体表示）

18. 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、【最大積載容積】及び【積載物品名】）を表示しなければならない。

（巻込防止装置）

19. 貨物の運送の用に供する車両総重量8t以上の普通自動車に備える【巻込防止装置】は、空車状態において、その下縁の高さが地上【450】mm以下、その上縁の高さが地上【650】mm以上となるように取付けられていること。

（突入防止装置）

20. 平成27年7月25日以前に製作された自動車の突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上【550】mm以下となるように取付けられていること。

（前部潜り込み防止装置）

21. 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量3.5tを超えるものは、その前面に前部潜り込み防止装置を備えなければならない。前部潜り込み防止装置は、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが空車状態において地上【400】mm以下（コンクリート・ミキサ車及びダンプ車にあっては、地上【450】mm以下）であること。

（乗車装置）

22. 小型二輪自動車の後部座席には、乗車装置として【握り手】及び【足かけ】が備えられていなければならない。

（運転者席）

23. 乗車定員5人の普通乗用自動車（右ハンドル車）の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ【1】m直径30cmの円柱をいう）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。

- (ア) 当該自動車の前面から【2】mの距離にある鉛直面
- (イ) 当該自動車の前面から【2.3】mの距離にある鉛直面
- (ウ) 自動車の左側面から【0.9】mの距離にある鉛直面
- (エ) 自動車の右側面から【0.7】mの距離にある鉛直面

（座席ベルト非装着時警報装置）

24. 平成26年2月2日以前に製作された、専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員【10】人未満のものには、基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

（頭部後傾抑止装置）

25. 自動車（車両総重量が【3.5】tを超える自動車、二輪自動車等を除く）の座席のうち運転者席及びこれと並列の座席には、基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。

（乗降口）

26. 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその【左側面】に1個以上設けなければならない。

(非常口)

27. 幼児専用車及び乗車定員【30】人以上の自動車（緊急自動車を除く）には、非常時に容易に脱出できるものとして、基準に適合する非常口を設けなければならない。

(窓ガラス・性能)

28. 自動車（被牽引自動車を除く）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く）は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 【透明】で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。

(2) 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が【70】%以上のものであること。

(窓ガラス・貼付物等)

29. 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号は、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から【100】mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から【125】mm以内となるように貼付又は刻印されたものであること。

30. 「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」には、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の【20】%以内の範囲は含まれない。

(近接排気騒音)

31. 内燃機関を原動機とし、自動車の前車軸より前方に原動機を有する乗車定員7人の普通乗用自動車について、当該自動車に備える消音器が交換されていたため、「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定したところ、1回目の測定値は96.7dB、2回目の測定値は96dBであった。騒音値は【96】dBとなり、保安基準に【適合する】。

32. 内燃機関を原動機とする二輪の小型自動車について、「近接排気騒音の測定方法」で定められた方法により測定したところ、1回目の測定値は94dB、2回目の測定値は95dBであった。騒音値は【94.5】dBとなり、保安基準に【適合しない】。

(近接排気騒音の測定方法)

33. 近接排気騒音を測定する際、騒音計等の周波数補正回路の特性は、【A】特性とする。

34. マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方【45】 $\pm 10^\circ$ に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の開口部の中心から【0.5】 ± 0.025 m離れた位置で、かつ、排気管の開口部の中心高さの ± 0.025 mの位置とする。

35. 原動機を最高出力時の回転数の【75】%（二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5,000回転を超えるものにあつては、【50】%）の回転数の ± 3 %の回転数に数秒間保持した後、【急速】に減速し、アイドルリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの【最大値】を測定することにより行う。

36. 自動車騒音の大きさの測定は【2】回行い、1dB未満は【切り捨てる】ものとする。【2】回の測定値の平均を騒音値とする。

(排出ガス等発散防止装置)

37. 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、【粒子状物質】及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

38. ブローバイ・ガス還元装置が備えられていない二輪の小型自動車は、保安基準に【**適合しない**】。

(CO・HC規制)

39. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のアイドリング時における排出ガスの測定方法は、原動機を無負荷運転している状態で自動車の排気管内にプローブを【**60**】cm程度挿入して測定する。

40. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のアイドリング時（無負荷運転している状態）における排出ガスの規制値。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
a. 4サイクルの原動機を備える軽自動車	【 2 】%	100万分の【 500 】
b. 2サイクルの原動機を備える自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）	4.5%	100万分の7,800
c. 二輪自動車及び側車付二輪自動車	【 0.5 】%	100万分の【 1,000 】
d. 定格出力が19kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	1%	100万分の500
e. aからdまでに掲げる自動車以外の自動車	【 1 】%	100万分の【 300 】

※当該自動車の排出ガス規制の【**識別記号**】が付されている場合は、当該【**識別記号**】に係る規制値に基づき判定するものとする。

(光吸収係数規制)

41. 平成21年排出ガス規制が適用される軽油を燃料とする普通乗用自動車(排出ガス識別記号:LDA)について、オパシメータを用いて「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」で定められた方法により測定したところ、1回目の測定値が【**0.40**】 m^{-1} 以下の場合、その時点で保安基準に適合するものと判断できる。

(無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法)

42. 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法

- (1) オパシメータは、使用開始前に十分に暖機し、【**1日1回**】以上【**校正**】を行ったうえで使用すること。
- (2) 変速機の位置は【**中立**】とし、原動機を【**無負荷**】の状態とする。
- (3) 排出ガスの光吸収係数は、自動車の排気管内にプローブを排気管出口径の【**3**】倍以上6倍以下の長さまで挿入して測定する。ただし、プローブを排気管出口径の【**3**】倍以上6倍以下の長さまで挿入して測定することが困難な自動車については、【**外気**】の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。
- (4) 【**無負荷**】運転を5～6秒行う。
- (5) 加速ペダルを急速に一杯まで踏み込み、踏み込み始めてから【**2**】秒間持続した後、加速ペダルを放す。
- (6) 排出ガスの採取は、加速ペダルを踏み込み始めた時から【**5**】秒が経過するまでの間行うこと。
- (7) 測定値が【**閾値**】を超える場合には、【**4秒以上10秒以下**】の間隔をおいて再度測定を行い、その測定値が【**閾値**】以下である場合には、当該【**測定値**】を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。
- (8) 排出ガスの光吸収係数を算出するに当たっては、測定値は小数第2位までとし、小数第3位以下の端数があるときは、小数第3位を【**四捨五入する**】。

(黒煙汚染度規制)

43. 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されている軽油を燃料とする普通貨物自動車の排気管から大気中に排出される排出ガス濃度については、【オパシメータ】を用いて測定する。

(走行用前照灯)

44. 走行用前照灯の最高光度の合計は、【430,000】cdを超えないこと。

(すれ違い用前照灯)

45. 普通乗用自動車（最高速度130km/h）に備えられたカットオフラインを有するすれ違い用前照灯（当該照明部の中心の高さは1000mm以下）の性能要件。

1. すれ違い用前照灯は、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方【40】mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
2. すれ違い用前照灯を測定する機能を有する前照灯試験機により計測した計測値が次の(1)及び(2)の基準に適合するものは、1.の基準に適合するものとする。

(1) エルボー点の位置は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方20mm及び下方【150】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ【270】mmの直線に囲まれた範囲内にあること。

(2) すれ違い用前照灯の光度は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【110】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方に【230】mmの直線が交わる位置において、1灯につき【6,400】cd以上であること。

46. すれ違い用前照灯は、次の基準に適合するように取付けなければならない。

- (1) すれ違い用前照灯の数は、【2】個であること。
- (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上【1200】mm以下、下縁の高さが地上【500】mm以上となるように取付けられていること。

(前部霧灯)

47. 前部霧灯は、同時に【3】個以上点灯しないように取付けられていること。

(車幅灯)

48. 車幅灯は、【尾灯】、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の【尾灯】並びに車幅灯、【尾灯】及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない。

(前部反射器)

49. 【被牽引】自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。

(側方灯・側方反射器)

50. 次の自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

- (1) 長さが【6】mを超える普通自動車
- (2) 長さ【6】m以下の普通自動車である牽引自動車
- (3) 長さ【6】m以下の普通自動車である被牽引自動車
- (4) ポール・トレーラ

(大型後部反射器)

51. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が【7】t以上のものの後面には、基準に適合する後部反射器を備えるほか、【大型後部反射器】を備えなければならない。

(補助制動灯)

52. 次に掲げる自動車(二輪自動車等を除く)の後面には、補助制動灯を備えなければならない。

- (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員【10】人未満のもの
- (2) 貨物の運送の用に供する自動車(バン型に限る)であって車両総重量が【3.5】t以下のもの

(方向指示器)

53. 方向指示器は、毎分【60】回以上【120】回以下の一定の周期で点滅するものであること。

(その他の灯火等の制限)

54. 自動車には、規定された灯火を除き、【点滅】する灯火又は光度が【増減】する灯火(色度に変化することにより視感度(見た目の明るさをいう)が変化する灯火を含む)を備えてはならない。

(警告器)

55. 警告器の音の大きさは自動車の前方【7】mの位置において【112】dB以下【87】dB以上であること。

(非常信号用具)

56. 自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、基準に適合する【非常信号用具】を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、【大型特殊】自動車及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。

(後写鏡)

57. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車等であって、車室を有しないものに備える後写鏡でその形状が円形の鏡面にあっては、鏡面の直径が【94】mm未満である、又は【150】mmを超えるものであってはならない。

(直前及び側方の視界)

58. 小型乗用自動車には、運転者が運転者席において障害物(高さ【1】m直径30cmの円柱であって、当該自動車の前面から【0.3】m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面(左ハンドル車にあっては右側面)から【0.3】mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの)を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は【後写鏡】により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

(速度計)

59. 最高速度130km/hの普通乗用自動車の速度計の指度は、著しい誤差のないものとして、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時に速度計試験機を用いて計測した速度が【31.0】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲でなければならない。

(消火器)

60. 次の自動車には、消火器を備えなければならない。

◎乗車定員【11】人以上の自動車

◎【幼児】専用車